

独立行政法人日本貿易振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和4年6月30日
独立行政法人日本貿易振興機構

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、本部、大阪本部、アジア経済研究所、貿易情報センターが主として行う事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2022年度から2030年度までの期間を対象とする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施するとともに、今後の技術の進歩や働き方の変化などを踏まえて措置を見直し・追加をしていくことにより、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目指すこととする。

4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの2030年度の目標に向けて、費用対効果や設備導入に係る作業を勘案しながら、各々の目標に照らした個別対策の実施に向けて最大限努める。

1. 太陽光発電の最大限の導入

機構が保有する建築物及び土地において太陽光発電設備を最大限設置することを目指す。

2. 新築建築物における省エネルギー対策

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

3. 電動車の導入

代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV））がない場合等を除き、新規導入・更新については原則として 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。

4. LED 照明の導入

既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合目標（2030 年度までに 100%）達成に貢献することを目指す。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030 年度までに機構で調達する電力の 60%以上が再生可能エネルギー電力となることを目指す。

5. 措置の内容

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

機構が保有する建築物及び土地について、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

機構が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の措置を進める。

① 機構が新築する建築物における整備

機構が新築する建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備の設置に努める。

② 機構が保有する既存の建築物及び土地における整備

機構が保有する既存の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備の設置に努

める。

③ 整備計画の策定

機構は、これまでの整備計画の達成状況と今後の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入に努める。また、地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等の導入に努める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築のみならず、大規模改修時においても、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるよう努める。
- ④ 温室効果ガスの排出の少ない設備の導入に努める。
- ⑤ 機構内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を図る。また、職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑥ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑦ 建築物の大規模改修時には、エネルギー消費機器や熱源の運用改善に効果的な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策の検討に努める。
- ⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、建築物の大規模改修時には、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入検討に努める。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。

- ④ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFC を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ その他、建築物の建築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努める。

(4) 2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050 年カーボンニュートラルの達成のため、建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める。電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組についての検討に努める。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングやサブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

(1) 電動車の導入

機構の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については原則として 2022 年度以降全て電動車とし、ストックでも 2030 年度までに全て電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED 照明の導入等

既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合目標達成に貢献するよう努める。
また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030 年度までに機構で調達する電力の 60%以上が再生可能エネルギー電力となるよう努める。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等の OA 機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに切り替えるよう努める。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来訪者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 機構において、通勤時や業務時の移動は、原則として鉄道、バス等公共交通機関とする。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の入れ替えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。

特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

機構内の自動販売機の交換に当たっては、オゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

ク 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF6）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた SF6 について、回収・破壊等を行うよう努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の 3R+Renewable

会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 3 年 2 月 19 日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないことを原則とする。

(2) 機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

機構が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化、リユース製品やリサイクル製品の積極的な活用に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退社の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体

制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、情報提供に努める。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

(1) 本計画の推進・評価・点検については、総務部において行う。

(2) 透明性の確保及び率優先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。

(3) 再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、点検に当たっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表するものとする。また、本計画において定める温室効果ガスの総排出量の削減目標の達成は、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することができるものとする。

(4) 本計画は、点検結果又は地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

7. 温室効果ガスの排出削減計画

表1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

	(単位)	2013年度	2020年度		2030年度目標	
			(基礎排出係数)	(調整後排出係数)		(2013年度比)
公用車燃料	kg-CO ₂	7,816	17,203	17,203	-	-
施設のエネルギー使用	kg-CO ₂	3,025,488	1,852,972	1,804,313	-	-
電気	kg-CO ₂	2,922,567	1,780,947	1,732,288	-	-
(電気使用量)	kWh	5,494,777	3,902,637	3,902,637	-	-
(電気の平均排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.532	0.456	0.444	-	-
電気以外	kg-CO ₂	102,921	72,025	72,025	-	-
合計	kg-CO ₂	3,033,304	1,870,175	1,821,516	1,516,652	-50%

以上